

SGEC 運用文書「2-2-1」-1

2016年7月1日制定

SGEC ロゴマーク及び PEFC ログライセンスの発行について

SGEC は、SGEC-CoC 認証を取得している CoC 管理事業体に対して SGEC 附属文書 2-2-1 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」に基づき同ライセンスの発行について契約することができる。

また、SGECは、日本のPEFC認証管理団体（NGB）としてPEFC GD 1004「2009PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間でPEFC認証制度の管理に関する契約を締結しており、PEFCの委任を受けてPEFC・CoC認証企業に対してPEFCロゴライセンスの発行について契約を行うことができる。

1 具体的な手続きとしては、SGEC ロゴマーク使用を希望する方は、SGEC 附属文書 2-2-1-1 に規定する「別紙 1-2 SGEC ロゴマーク使用許可申請書」の様式により認証機関を通じて SGEC ロゴマーク使用許可申請し、同文書の「別紙 1-1 SGEC ロゴマーク使用契約書」に基づき SGEC と契約を締結する。この契約によって SGEC 及び当該ロゴマーク使用者が同契約書に基づきそれぞれの責務の適正な履行を約定することとしている。また、SGEC ロゴマーク使用許可申請は認証機関が認証申請者に認証書を交付した時点以降とする。

なお、SGEC ロゴマークライセンスの発行については、SGEC ロゴマーク使用契約書の「第 8 条 契約の有効性」に規定する通り、両当事者による署名がなされた時点からとしている。

但し、SGEC附属文書2-2-1-1「SGECロゴマークライセンスの発行について」の「8」及びSGEC附属文書2-2-1-2「PEFC ログライセンスの発行について」の「8」に該当する一回限りのロゴマークの使用については、ロゴマークライセンスがなくても必要な手続きを行った上で使用できる。

2 公示料金の支払いは、認証機関が発行した認証書を対象にして SGEC が発行する公示料金の請求書に基づいて、当該認証機関が SGEC 附属文書 2-13-2 の「別紙 1 SGEC 公示契約書」（「第 2 条 認証機関の責務 2-4」）の規定により SGEC に支払うこととなっていることに留意してください。

3 また、PEFC ログ使用手続きも上記と同様とし SGEC 附属文書 2-2-1-2 に規定する「別紙 2-1「PEFC ログ使用契約につて」及び別紙 2-2 「PEFC ログ使用許可申請書」に基づき実施することとしている。

附属文書 2-2-1-1

別紙 1-1

SGEC ロゴマーク使用契約書

(一社) 緑の循環認証会議、(以下「SGEC」という。)と、株
株式会社 (以下「ロゴ使用者」という。)は、下記の条件において、以下の条項について
合意した。

記

- a) SGEC ロゴマーク使用者は、附属文書 2-2「SGEC ロゴマーク使用要領」の「4」に定める SGEC ロゴマーク使用权を有する。
- b) SGEC は、登録商標である SGEC ロゴマークの所有者であり、その著作権を有する。
- c) SGEC ロゴマーク使用者は、SGEC ロゴマークの別に定めるライセンスの発行を受け、SGEC ロゴマーク使用要領等に基づき SGEC のロゴマークを使用することができる。

* 約定事項

第 1 条 定義

1 SGEC ロゴマークの使用規程は、SGEC 附属文書 2-2「SGEC ロゴマーク使用要領」であり、契約文書の一部として契約書に添付される。

2. SGEC ロゴマーク料金

SGEC ロゴマーク料金は別途支払われる SGEC 公示料金に含まれる。

第 2 条 SGEC ロゴマークの著作権

1. SGEC ロゴマークは著作権の対象であり、SGEC が所有する登録商標である。同ロゴマークは SGEC の管理・統制の下で許可なくして使用することは禁止される。

第 3 条 SGEC ロゴマーク使用者の責任

1. SGEC ロゴマーク使用者は、同使用規程に従い、当該ロゴマーク使用者の身元が確実に確認できるようなライセンス番号を表示しなければならない。

2. SGEC のロゴマーク発行料金および年間使用料金は、年次に支払う SGEC 公示料金に含まれる。SGEC は、契約の有効期間中に SGEC ロゴマーク料金システムに関する変更をすることができる。SGEC とロゴマーク使用者間の契約におけるその様な変更は、SGEC がロゴ使用者に対してその変更を文書で通知しなければならない。

2. ロゴマーク使用者は、当該身元情報に関するデータの変更、並びに森林管理認証及び CoC 認証をその使用の要件としている者については、当該認証状態を速やか且つ信頼

できる形で認証機関を通じて SGEC に通知しなければならない。

第4条 SGEC の責任

SGEC は、ロゴマーク使用者に対して、本契約に影響する SGEC ロゴマーク使用に関する SGEC 文書の変更があった場合には、これを通知しなければならない。

第5条 罰則

1 SGEC は、付属文書 2-2-1 の「4」の「ライセンス発行の条件」に該当する者が、未承認の状態では SGEC ロゴマークを製品上又は製品外使用した場合には、当該使用者がその未承認使用が意図的でないことを証明しない限り、そのロゴマーク使用に関わる製品の市場価格の総額の五分之一に相当する額を契約違反として課すことができる。

2 SGEC は、契約に違反したロゴマーク使用に対して要求する罰金額を変更する権利を有する。その変更は、SGEC がロゴマーク使用者に対して書面による通知を行ってから3ヶ月を経過した後に、SGEC とロゴマーク使用者との間で締結された契約書上でその効力を発生する。

第6条 契約の終了

1 両当事者は、書留郵便による3ヶ月前の通知によって本契約を終了することができる。

2 SGEC は、SGEC ロゴマーク使用規程への違反の容疑が調査された場合には、本契約書を一時的に取り消すことができる。この場合には、SGEC は、当該ロゴマーク使用者に対する容疑に関し、書面による説明を求めなければならない。なお、当該一時的取消の措置は、当該ロゴマーク使用者が不正使用の容疑に関して SGEC に釈明をしてから最長1ヶ月間有効とし、この間、SGEC はその件について調査を実施し、その是正措置を策定する。SGEC は、ロゴマークの使用者が SGEC の承認する是正措置を実行しその旨を SGEC 宛に通達した場合は、契約の一時的取消に関する決定を破棄することができる。

3 SGEC は、本契約書又は SGEC ロゴマーク使用規程が遵守されなかったと判断された場合、直ちに本契約を終了することができる。

4 SGEC 森林管理認証書、CoC 管理事業体認証書の保有を SGEC ロゴマーク使用の条件としている場合で、その認証書の有効性は失われた場合には、その時点でこの契約書は自動的に終了する。

5 前1、2、3及び4項に該当して契約が終了した場合であっても SGEC ロゴマーク使用料（別に定める公示料）は返却されない。但し、ロゴマーク使用料は当面定めていない。

6 SGEC は前項に該当して契約が終了したことによって SGEC ロゴマーク使用者が被る

費用や被害を弁償する義務を負わない。

第7条 報告及び呈示

- 1 SGEC は、認証の内容に関してロゴマーク使用者によって提供された当該者の身元に関するデータや情報を公開することができる。
- 2 森林管理認証及び CoC 管理事業体認証を取得し、ロゴマーク使用の要件を満たした者は、各認証審査の後直ちに SGEC ロゴマークの製品上使用に関する通知（例えば、製品、製品の 카테고리、生産単位又はそれらに類似する項目ごとに使用する認証システムが許す限りの正確性を以って）を、認証機関の確認を受けた上で、SGEC 宛てに提出しなければならない。同様に、製品外ロゴマーク使用の要件を満たす者は、ロゴマーク使用について SGEC 宛てに自由書式によりその詳細を報告しなければならない。
- 3 ロゴマークの製品外使用の場合、当該ロゴマーク使用者は、項目毎に自由書式にて SGEC ロゴマークの製品外使用の詳細について毎年 SGEC 宛てに報告しなければならない。

第8条 契約の有効性

この契約書は、両当事者による署名がなされた時点から発効する。

第9条 その他の条件

- 1 SGEC は、第三者から苦情を受けた場合、又は、契約違反の疑義が生じた場合、SGEC 自ら若しくは認証機関等の代理人がロゴマーク使用者の現場検査を実行することができる。この場合、当該ロゴマーク使用者は上記の検査に関わる費用やその他の損失に対する責任を負う。
- 2 森林管理認証及び CoC 管理事業体認証を有することを要件とするロゴマーク使用者は、この契約書の締結から3ヶ月以内に認証機関との間で、当該契約書の締結以後の認証審査の際に使用する SGEC ロゴマーク付き商品の生産量及び製品上のロゴマーク使用状況に関する記録を認証機関が審査する旨の合意文書を締結し、SGEC 宛てにその合意書の複写1部を送らなければならない。認証機関は、そのロゴマークの使用状況の変更についてもロゴマーク使用者に連絡せず SGEC に対して通知できるものとする。

第10条 裁定

- 1 この契約書は日本国の法に従う。
- 2 この契約書の関わる紛争、訴訟は、最終的に且つ専ら日本国の裁判所の法廷に提訴される。

(2部 署名)

年 月 日

SGEC 事務局長

会社名 ロゴマーク使用代表者名

別紙 1-2

SGEC ロゴマーク使用許可申請書

I. 申請者の身元に関するデータ

会社・組織名			
代表者名 又は 関連 部署の管理者			
住所	〒		
担当者名			
電話		ファ ック ス	
電子メール		URL	

グループ森林管理認証及び複数のサイトを含む統合 CoC 認証ライセンス申請の場合、申請者は該当するグループ森林管理認証の加盟者及び統合 CoC 認証の加盟者及びその担当者の詳細を申請書に含めなければならない。

II. 申請者の属する SGEC ロゴマーク使用者

〈一つの申請につき一つのカテゴリーのみ選択〉

森林所有者・管理者 附属文書 2-2-1-1 の「4-2-1」の該当者	<input type="checkbox"/> 森林管理認証保有者 <input type="checkbox"/> グループ森林管理認証の加盟者 <input type="checkbox"/> グループ森林管理認証書の保有者
林業、木材関連産業事業体、商社 附属文書 2-2-1-1 の「4-2-2」の該当者	<input type="checkbox"/> CoC 認証書保有者 <input type="checkbox"/> 統合 CoC 管理事業認証の加盟者 <input type="checkbox"/> 統合 CoC 管理事業体認証書の保有者
その他のロゴ使用者 附属文書 2-2-1-1 の「4-2-3」の該当者	<input type="checkbox"/>

III. 申請手続きに関する情報と文書

認証番号 / 有効期限 (森林管理認証及び CoC 認証取得者のみ)	
グループ森林管理認証及び統合 CoC 管理事業体認証への加盟確認書	
前年度の木材・木製品に係る総売り上げ (日本円)	

申請手続きに必要な書類：

- 認証書のコピー（森林管理認証、CoC 管理事業体認証の場合）
- グループ認証への加盟確認書のコピー（グループ森林管理、統合 CoC 管理事業体の場合）
- 申請に含まれるすべてのサイトのリストと各その担当者の詳細（森林管理、CoC、グループ森林管理及び統合 CoC 管理事業体）

IV. 自己宣言

私は、以下を確認いたします。

- a) SGEC ロゴマーク使用に関する SGEC の文書を読み、これに同意します。
- b) 本申請書に記載されるデータは完全であり、真実であります。

（上記 I の代表者又は管理者の
署名又は捺印）

--

附属文書 2-2-1-2

別紙 2-1 PEFC ロゴ使用契約について

SGECは日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004「2009PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、PEFCの委任を受けてSGEC・森林管理認証、同CoC認証事業体及びPEFC・CoC認証企業等に対してPEFCロゴライセンスの発行を行う場合は次の様式による

PEFC ロゴ使用契約書

(一社)緑の循環認証会議、(以下「SGEC」という。)と、株
株式会社 (以下「ロゴ使用者」という。)は、下記の条件において、以下の条項について
合意した。

記

- a) ロゴ使用者は、PEFC ロゴ使用規則に定めるロゴ使用者グループ B、C、D に属するロゴ使用者であること。
- b) PEFC 評議会は登録商標である PEFC ロゴの所有者であり、その著作権を有すること。
- c) SGEC は PEFC 評議会との契約に基づき PEFC 評議会に代わって日本における PEFC ロゴ使用許可を発行する認可を受けていること。
- d) ロゴ使用者は、既に発行されている PEFC/31-若しくは SGEC
が別に定めるライセンス番号にて PEFC ロゴの使用許可を受け、PEFC ロゴ使用規則を遵守した PEFC ロゴの使用を許可されること。

特約条項

第一条 定義

1. PEFC ロゴ使用規則

これは PEFC 評議会テクニカル文書の PEFC ST 2001:2008 Ver. 2 (PEFC ロゴ使用規則第二版—要求事項)であり、契約文書の一部としてこの契約書に添付される。

2. PEFC ロゴ料金

PEFC ロゴ料金は別途支払われる PEFC 公示料金に含まれる。

第二条 PEFC ロゴの著作権

1. 疑惑の発生を回避するため、PEFC ロゴは著作権の対象物であり、PEFC 評議会が所有する登録商標となっている。「PEFC」の文字は著作権に含まれ、登録されている。この著作権の対象物を許可なくして使用することは禁止されており、法的行為の誘因となり得る。PEFC ロゴの使用は PEFC 評議会の委任を受けて SGEC が管理、統制する。

第三条 ロゴ使用者の責務

1. ロゴ使用者は、PEFC ロゴを PEFC ロゴ使用規則および PEFC ロゴ再生ツールキットに定められる図案に関する指示に従い、ロゴ使用者の身元確認が確実にできるように SGEC が発行するライセンス番号と共に使う責務を負う。
2. PEFC のロゴ発行料金および年間使用料金は、PEFC 公示料金に含まれる。SGEC は、契約の有効期間中に PEFC ロゴ料金システムに関する変更をすることができる。SGEC とロゴ使用者間の契約におけるその様な変更は、SGEC がロゴ使用者に対してその変更を文書で通知しなければならない。
3. ロゴ使用者は、SGEC に対してロゴ使用者の身元に関するデータ、及びグループ B 及び C の使用者の場合は認証の状態に関する変更について速やか且つ信頼ある通知をする責務を負う。

第四条 SGEC の責務

1. SGEC は、契約書への署名から二週間以内に、ロゴ使用者に対して PEFC ロゴ使用ツールキットを提供する責務を負う。
2. SGEC は、ロゴ使用者に対してこの契約に影響を及ぼす PEFC ロゴ使用に関わる PEFC 評議会規則や SGEC 文書の変更を通知する責務を負う。

第五条 罰則

1. SGEC は、使用者グループ B 及び C によってロゴが製品上又は製品外で未承認使用された場合、ロゴ使用者がその未承認使用が意図的でないことを証明しない限り、該当製品の市場価額の五分之一に当たる日本円相当額を契約違反として、課すことができる。その場合の違約金は 150 万円を上限とする。
2. SGEC は、契約に違反するロゴ使用に対して要求する違約金額を変更する権利を有する。SGEC とロゴ使用者との間の契約書におけるその変更は、SGEC が使用者に対してその変更に関して書面で通知してから 3 ヶ月と 5 日後に効力を発生する。

第六条 契約の終了

1. 本契約当事者の一方は、書留郵便による 3 ヶ月の事前通知によってこの契約を終

了することができる。

2. SGEC は、PEFC ロゴ使用規則への違反の容疑が調査に付された場合、その期間中は即刻この契約書を暫定的に解約することが出来る。そうした容疑がある場合、SGEC はロゴ使用者に対し、その容疑に対する書面による説明を要請し、さらに暫定的な解約に関わる告知をしなければならない。暫定的な解約は、ロゴの使用者が容疑の対象となった不正使用に関して SGEC に対する釈明をしてから、最長一ヶ月間有効でなければならない。この間、SGEC はその件について調査する。SGEC は、ロゴの使用者が SGEC の承認する是正措置を実行し、その旨を SGEC 宛に通達した場合は契約の暫定的解消に関する決定を破棄することが出来る。
3. SGEC は、この契約書又は PEFC ロゴ使用規則の規定が遵守されなかったと判断される十分な理由がある場合、直ちにこの契約を終了することが出来る。
4. SGEC 森林管理認証書、CoC 管理事業体認証書及び、PEFC 評議会が承認する CoC 認証書の有効性が辞退、中止、又は、終了した場合、その認証書の有効性が辞退、中止、又は、終了した時と同時にこの契約書も自動的に終了する。
5. PEFC 評議会と SGEC の間の契約に辞退、中止、又は、終了があった場合、SGEC とロゴ使用者との間の契約は上記の辞退、中止、又は、終了と同一の日付を以って自動的に終了する。
6. 六条 2. 3. 5 項の規定に従ってこの契約が暫定的な解消や終了となった場合、PEFC ロゴ料金が支払われた場合であってもは返還されない。

第七条 報告及び呈示

1. PEFC 評議会および SGEC は、ロゴ使用者の身元や認証内容に関してロゴ使用者によって提供されたデータや情報を公開することが許される。
2. グループ B 及び C の場合、ロゴ使用者は森林管理及び CoC 審査の後直ちに認証機関による検証を受けた上で、(例えば、製品、製品のカテゴリ、生産単位、又は、それに類似するものなど) 製品上のロゴ使用について SGEC から要請があった場合には、内訳ごとにロゴ使用者が使用する認証システムが許す限り正確に通知をしなければならない。同様に、ロゴ使用者は PEFC ロゴの製品外使用に関する詳細な情報を SGEC へてに書式自由な形の報告をしなければならない。
3. グループ D の場合、ロゴ使用者は、項目毎に書式自由な形で PEFC ロゴの製品外使用説明を含む年次報告書を SGEC に提出しなければならない。

第八条 契約の有効性

1. この契約書は、両当事者による署名がされた時から発効する。

第九条 その他の条件

1. SGEC は第三者から苦情を受けた場合、又は、SGEC がこの契約が違反されたと信ずる理由を有する場合、ロゴ使用者の現場検査（SGEC 自身か、その代理者による）を実行する権利を有する。ロゴ使用者は上記の検査に関わる費用やその他の損失に対する責任を負う。
2. グループ B 及び C の場合、ロゴ使用者は、この契約書の締結から 3 ヶ月以内に認証機関との間で、当該契約書の締結以後の認証審査の際に使用する PEFC ロゴ付き製品産量及び製品上のロゴ使用状況に関する記録を認証機関が審査する旨の合意文書を締結し、SGEC 宛てにその合意書の複写 1 部を送らなければならない。認証機関は、そのロゴの使用状況の変更についてもロゴ使用者に連絡せず SGEC に対して通知できるものとする。

第十条 裁定

- 1 この契約書は日本国の法に従う。
- 2 この契約書の関わる紛争、訴訟は、最終的に且つ専ら日本国の裁判所の法廷に提訴される

(2 部 署名)

年 月 日

SGEC 事務局長

会社名 ロゴマーク使用代表者名

別紙 2-2

PEFC ロゴマーク使用許可申請書

I. 申請者の身元に関するデータ

会社・組織名			
代表者名 又は 関連 部署の管理者			
住所	〒		
担当者名			
電話		ファ ック ス	
電子メール		URL	

SGEC・グループ森林管理認証、複数のサイトを含む SGEC/PEFC・CoC 認証ライセンス申請の場合は、申請者は該当する SGEC・グループ森林管理認証及び SGEC 統合 CoC 管理事業体、PEFC・マルチサイト CoC 認証の加盟者並びにその担当者の詳細を申請書に含めなければならない。

II. 申請者の属する PEFC ロゴ使用者

〈一つの申請につき一つのカテゴリーのみ選択〉

森林所有者・管理者 附属文書 2-2-1-2 の <u>B</u> の該当者	<input type="checkbox"/> SGEC・森林管理認証保有者 <input type="checkbox"/> SGEC・グループ森林管理認証の加盟者 <input type="checkbox"/> SGEC・グループ森林管理認証書の保有者
林業、木材関連産業事業体、商社 附属文書 2-2-1-2 の <u>C</u> の該当者	<input type="checkbox"/> SGEC/PEFC・CoC 認証書保有者 <input type="checkbox"/> PEFC・マルチサイト CoC、若しくは SGEC・ 統合 CoC 管理事業認証の加盟者 <input type="checkbox"/> PEFC・マルチサイト CoC、若しくは SGEC・統合 CoC 管理事業体認証書の保有者
その他のロゴ使用者 附属文書 2-2-1-2 の <u>D</u> の該当者	<input type="checkbox"/>

Ⅲ. 申請手続きに関する情報と文書

認証番号 / 有効期限 (SGEC・森林管理認証及び SGEC/PEFC・CoC 認証取得者のみ)	
グループ森林管理認証及びマルチサイト CoC 認証、若しくは統合 CoC 管理事業体認証書への加盟確認書	
前年度の木材・木製品に係る総売り上げ (日本円)	
申請手続きに必要な書類： <input type="checkbox"/> 認証書のコピー (SGEC・森林管理認証、SGEC/PEFC・CoC 認証の場合) <input type="checkbox"/> グループ認証への加盟確認書のコピー (SGEC・グループ森林管理、SGEC・統合 CoC 管理事業体、PEFC・マルチサイト CoC 認証の場合) <input type="checkbox"/> 申請に含まれるすべての加盟者・サイトのリストと各その担当者の詳細 (SGEC・森林管理、SGEC/PEFC・CoC、SGEC・グループ森林管理及び SGEC・統合 CoC 管理事業、PEFC・マルチサイト CoC 認証)	

Ⅳ. 自己宣言

私は、以下を確認いたします。

- a) PEFC ロゴ使用に関する PEFC の文書を読み、これに同意します。
- b) 本申請書に記載されるデータは完全であり、真実であります。

(上記 I の代表者又は管理者の
署名又は捺印)

--